

高尾の森わくわくビレッジ利用約款

《総則》

(定義)

- 第1条 本約款に定める条項は高尾の森わくわくビレッジ(以下、「当館」といいます。)の利用に際して適用され、本約款に定めのない事項については関連する法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 当館が、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じた場合は、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。
 - 当館が本約款の他に別途約款や利用規程等を定めた場合、別途の定めがない限り、当該約款等も併せて適用されるものとします。

(施設の名称および所在地)

- 第2条 当館の名称および所在地、事業主体は以下のとおりです。

名称：高尾の森わくわくビレッジ
所在地：東京都八王子市川町55番地
事業主体：京王ユース・プラザ株式会社

(施設の目的)

- 第3条 当館は子供・若者の自立と社会性の発達を支援し、子供・若者が多くの人々と直接的な交流ができる機会と場を提供するため、広く都民に野外教育、文化学習活動、スポーツ活動の機会と場を提供するために以下のサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
- 野外活動、文化・学習活動およびスポーツ活動のための施設提供サービス
 - 宿泊、飲食および付帯施設提供サービス
 - 体験型活動事業の実施
 - 子供・若者の活動に関する相談への対応、交流機会の提供、情報収集・提供
 - 活動支援プログラムの提供
 - 上記に関する必要なサービス

(利用の承認)

- 第4条 当館を利用(施設利用のほか、宿泊室での宿泊利用やテントサイトの利用を含みます。以下同じ。)しようとする場合、当館に事前予約申込み(当日の申込みは含みません。以下、「利用予約申込み」といいます。)または当日利用申込み(当日の利用申込みのうち、当日追加申込みに該当しないものを意味します。以下同じ。)もしくは当日追加申込み(利用予約申込みによる利用者が当日追加的にさらなる利用を申込み場合の申込みを意味します。以下同じ。)を行い、当館の承認(以下、「利用承認」といいます。)を受けていただきます(以下、上記申込みを行うまたは行った者を、「利用申込者」といいます。)。当該申込みにあたっては、利用申込者の団体名または氏名、代表者の氏名、住所、連絡先電話番号、人数、利用予定日、到着予定時刻、施設利用開始時刻およびその他当館が必要と認める事項をお申し出いただきます。
- 当館は、前項の申込みの際、第32条(同条を準用する場合を含む。)における宿泊またはテントサイト利用の登録時、第6条における当館のご利用の登録時、その他当館のご利用に関連してご提供いただく利用団体情報および個人情報(以下、「個人情報等」といいます。)は、法令の定めに従い、次の目的で利用します。
 - 本サービスの提供業務(以下、「サービス提供業務」といいます。)を行なうこと
 - 電話、郵送、ファックスまたは電子メール等によりサービス提供業務に関連する予約の確認を行うこと
 - サービス提供業務における各種商品プランやイベント情報等をダイレクトメール送付等の方法により当館および本サービスの営業案内を行うこと
 - 電話、郵送、ファックスまたは電子メール等により当館および本サービスの利用動向調査やお客様満足度調査を行うこと、および当館で直接提供いただいたアンケート結果等を含むこれらの調査結果を当館およ

び本サービスの利用動向分析、新商品開発および本サービス向上のための資料として参考にすること

- 当館または本サービスの利用に関連してアンケート等でいただいたご意見に対して、電話、郵送、ファックスまたは電子メール等により返答する等の本館および本サービスに関する連絡を行うこと
- なお、法令に基づき認められる場合を除き、これらの利用目的以外に個人情報等をご本人の同意を得ずに利用することおよび第三者に開示・提供することはありません。ただし、これらの利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報等の取扱いを当館業務(フロント業務、レストラン運営業務、施設維持管理業務など)の委託先各社に提供する場合があります。

(諸規則の厳守)

- 第5条 当館の利用承認を受けた利用申込者(以下、「利用者」といいます。)は、当館を利用するにあたり、本約款および別途、当館が定める諸規則を遵守するものとします。
- 利用者は、当館の利用にあたり、当館スタッフの指示に従うものとします。
 - 利用者は、当館の利用にあたり、当館の秩序を乱す行為は行ってはならないものとします。
 - 利用者が前三項のいずれかの規定に違反した場合、利用者は当館が被った不利益および損害等について賠償責任を負うものとします。この場合に利用者が被った不利益および損害等については、当館は一切の責任を負わないものとします。

(利用の登録)

- 第6条 利用者は、利用日当日、当館のフロントにおいて次の事項を登録するものとします。
- 利用者の団体名、氏名、住所および連絡先電話番号
 - 当館の利用目的
 - その他当館が必要と認める事項
- 利用者が第7条の利用料金等をクレジットカード等により支払う場合は、あらかじめ、第1項の登録時にそれらを提示するものとします。

(料金の支払い)

- 第7条 利用者は、本サービスの提供を受けるにあたって、別途定める利用料金および宿泊料金等(以下、「利用料金等」といいます。)を当館に支払うものとします。
- 利用者が支払うべき利用料金等の内訳は、別表1に掲げる内容に基づくものとします。
 - 利用料金等の支払いは、日本国通貨、当館が認めた旅行会社が発行する宿泊券またはクレジットカード等これに代わる方法により、利用者の出発時または当館が請求した際に、フロントにおいて行うものとします。

(利用料金等の増減額)

- 第8条 当館は、次項に定める割増料金のほか、別途定める利用料金等の増減額措置に従って、当該料金を増減額することができます。
- 当館は、次に示す利用条件の場合、割増料金または割引料金を次の通り適用します。ただし、OnlineTravelAgent事業者(以下、「OTA事業者」といいます。)が運営しているサイトから申し込んだ場合は、そのサイトに記載の料金に従うものとします。
 - 2026年3月31日までの利用について

	施設利用料金	宿泊室 利用料金	テントサイト 利用料金
宿泊室に加え当館内の 野外活動施設、文化・学 習施設、スポーツ施設お よび何らかのプログラ ムを利用	—	1人1泊に つき200円 減額	—
宿泊室と学習室に加え 当館内の野外活動施設、 文化・学習施設、スポ ーツ施設および何らか のプログラムを利用	学習室について 午前…330円 午後…330円 夜間…330円 全日…990円	1人1泊に つき200円 減額	—
宿泊室と教室・多目的室 2・多目的室3・理科室に 加え当館内の野外活動 施設、文化・学習施設、 スポーツ施設および何 らかのプログラムを利用	教室・多目的室2・ 多目的室3・理科室に ついて 午前…220円 午後…220円 夜間…220円 全日…660円	1人1泊に つき200円 減額	—
営業目的の利用 ①営利法人による利用 ②セミナー、講習会等 で特定者を対象に高額 な参加料等を徴収す るもの	一般団体利用金の 3倍相当	—	1人1泊に つき200円 増額
営業目的の利用 不特定多数を対象とす る催し物	一般団体利用金の 10倍相当	—	1人1泊に つき200円 増額

(2) 2026年4月1日以降の利用について

	施設利用料金	宿泊室 利用料金	テントサイト 利用料金
宿泊室に加え当館内の 野外活動施設、文化・学 習施設、スポーツ施設お よび何らかのプログラ ムを利用	—	1人1泊に つき220円 減額	—
宿泊室と学習室に加え 当館内の野外活動施設、 文化・学習施設、スポ ーツ施設および何らか のプログラムを利用	学習室について 午前…363円 午後…363円 夜間…363円 全日…1,089円	1人1泊に つき220円 減額	—
宿泊室と教室・多目的室 2・多目的室3・理科室に 加え当館内の野外活動 施設、文化・学習施設、 スポーツ施設および何 らかのプログラムを利用	教室・多目的室2・ 多目的室3・理科室に ついて 午前…242円 午後…242円 夜間…242円 全日…726円	1人1泊に つき220円 減額	—
営業目的の利用 ①営利法人による利用 ②セミナー、講習会等 で特定者を対象に高額 な参加料等を徴収す るもの	一般団体利用金の 3倍相当	—	1人1泊に つき220円 増額
営業目的の利用 不特定多数を対象とす る催し物	一般団体利用金の 10倍相当	—	1人1泊に つき220円 増額

(承認された利用時間を超える施設利用)

- 第9条 当館の承認した利用時間を超えて当館を利用する場合は、本約款に定める条件のほか、当館が別途承認した場合に限り可能します。
- 前項の場合、当館の承認した利用時間帯内での利用については、利用区分に該当する当該時間帯に設定された利用料金とします。
 - 第1項の場合、当館の承認した利用時間帯外の施設利用料金は、1時間単位で算定され、1時間当たりの施設利用料金は、本約款とは別に定める料金表の「夜間」の欄に記載されている金額を4で除した金額(1円未満の端数が発生した場合、四捨五入処理。)とします。
 - 宿泊室への宿泊の場合については第33条第2項に定めるとおりとします。

(利用権の譲渡禁止)

- 第10条 利用者は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡、または転貸することはできません。

(利用の禁止)

- 第11条 利用申込者または利用者が、次の各号に該当する場合は、当館は、利用申込者に対して利用承認を行わず、また利用者に対して当館の利用をお断りすることがあります。
- 伝染病その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する疑いがあると当館が判断した場合
 - 当館での活動が、医師により禁止されている活動に該当することを当館が把握した場合
 - 飲酒等により、当館の正常な利用に適さないと当館が

判断した場合

- 当館の秩序を乱す恐れがあると当館が判断した場合
- 当館の管理上支障があると当館が判断した場合
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力であることが判明した場合
- 法令、公の秩序または善良な風俗に反する行為がある場合
- 前七号に該当する他、当館が必要と認めた場合

(利用の取消等)

- 第12条 次の各号に該当する場合、当館は、当館の利用承認を取り消し、または当館の利用を制限し、もしくは停止する場合があります。
- 利用者が事前に申告した当館の利用目的と異なる利用をし、または利用しようとした場合
 - 利用者が第5条第1項から第3項までの規定に従わなかった場合
 - 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力であることが判明した場合
 - 利用者が暴力的または法的な責任を超えた不当な要求をした場合、または脅迫的な言動や暴力を用いた場合
 - 天候または災害、施設の故障、その他の事故に起因して当館の利用ができなくなった場合、またはその災害が利用者に及ぶと当館が判断した場合
 - 東京都または八王子市が、災害発生時に、当館を避難場所または避難所として利用する場合
 - 工事その他の都合により当館が特に必要と認めた場合
 - 前七号に掲げる場合の他、当館が必要と認めた場合

(原状回復の義務)

- 第13条 利用者は当館の利用を終了したとき(本約款に基づき利用承認が取り消され、または利用が制限されもしくは停止された場合を含みます。)は、速やかにその利用に係る施設・設備等を原状に回復させなければなりません。なお、第12条第5号から第7号のいずれかに該当して利用承認を取り消された場合、または利用を制限もしくは停止された場合にやむを得ない場合は、この限りではありません。

(当館の責任)

- 第14条 当館は、当館に係る利用契約(宿泊契約やテントサイトの利用契約を含む。)およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により利用客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(施設等の変更禁止)

- 第15条 利用者は当館の施設等に特別な設備を付加、または変更を加えることはできません。ただし、あらかじめ当館の承認を受けたときは、この限りではありません。

(賠償)

- 第16条 利用者は当館の利用に際し、当館の施設または備品等に損害を与えた場合には、当館が相当と認める損害を賠償するものとします。

(寄託物等の取扱い)

- 第17条 利用者が当館のフロントに預けた品物、現金または貴重品について、不可抗力を除き、当館はその滅失、毀損等の損害を賠償します。ただし、現金および貴重品の種類および価額の明告を求めた場合に、利用者がそれを行わなかった場合は、賠償額の上限を3万円とします。
- 利用者が当館内にお持込みになり、当館のフロントにお預けにならなかった物品、現金および貴重品について、当館の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合、当館は、その損害を賠償します。ただし、利用者からあらかじめ種類および価額の明告がなかったものについては、当館に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償額の上限を3万円とします。

(手荷物または携帯品の保管)

- 第18条 利用者の手荷物が利用者の当館到着前に当館に到着した場合、当館がその手荷物の到着前に了解していたときに限り、責任をもって保管し、利用者がフロントにおいてチェックインまたは当日利用申込みをする際にお渡しします。
2. 利用者がチェックアウトまたは当館の利用を終了した後に、手荷物または携帯品が当館に置き忘れられていた場合、その所有者が判明した際は、当館当該所有者に連絡し、保管等について指示を求めます。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しない際は、原則として発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前二項の場合における手荷物または携帯品の保管に関する当館の責任は、第1項の場合は前条第1項に、前項の場合は前条第2項に準じます。

(駐車場の責任)

- 第19条 利用者が当館の駐車場を利用する場合、車両キーの寄託の有無にかかわらず、当館は駐車場所を提供するものであって、車両の管理責任は負いません。ただし、駐車場の管理に関して、当館の故意または重大な過失により利用者に損害を与えた場合は、当館はその賠償責任を負います。

(営業時間)

- 第20条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は当館の掲示物やパンフレット等で案内します。

開館時間	8:30~22:00
門限(建物正面玄関)	24:00
フロント・キャッシャー等サービス時間	6:30~23:00
野外活動施設(テントサイト等)	終日
スポーツ施設(体育室等)	9:00~22:00
文化・学習施設(研修室等)	9:00~22:00
飲食等(施設)サービス時間	
①朝食	7:30~9:00
②昼食	
予約あり	11:30~14:00
予約なし	12:00~15:00
③夕食	
予約者のみ	17:00~20:30
④喫茶サービス	12:00~17:30
⑤野外食材受渡	10:00~12:00 15:00~18:00
付帯サービス施設時間	
①大浴場	
宿泊利用者	15:00~24:00
テントサイト利用者	15:00~22:30
②売店	8:00~21:00

2. 前項の営業時間は、必要に応じまたは臨時に変更することがあります。その場合は、当館が適当と認める方法によりお知らせします。

(利用予約)

(利用区分)

- 第21条 当館は、以下の利用区分により、当館の利用予約申込みまたは当日利用申込みもしくは当日追加申込みを受け付けます。なお、当日利用申込みおよび当日追加申込みの手順については、当館が別途指定する方法にて行っていただきます。また、当日利用申込みおよび当日追加申込みについては、第27条、第31条および第34条が準用されるものとします。

(1) 学校教育団体

- ① 都内外の区市町村または区市町村教育委員会が主催もしくは共催する事業
- ② 都内外の幼稚園、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校が行う学校教育活動としての利用
- ③ 全都レベル以上の交流・研修事業等
- ④ その他、上記に準ずると特に認められる場合

(2) 青少年団体

学校教育団体に該当しない、22歳以下の者および大学院生を除く学生の者が過半数を占める4名以上の団体。ただし、家族連れでの利用および企業など営業目的のご利用は青少年団体には含まれません。

なお、18才以下の方が宿泊室への宿泊またはテントサイトを利用する場合は、宿泊利用者またはテントサイト利

用者の中に20才以上の引率者を1名以上含むものとし

(3) 一般団体

学校教育団体および青少年団体に該当しない、10名以上の団体または営業目的の利用の場合。

(4) 一般

学校教育団体および青少年団体に該当しない10名未満での利用。ただし、家族連れは10名以上であっても一般の区分となります。

(利用受付開始時期)

- 第22条 各利用区分における、利用受付開始時期は以下のとおりとします。ただし、OTA事業者が運営しているサイトで申し込んだ場合は、そのサイトに従うものとします。

利用区分	宿泊室・テントサイト利用を伴う利用	日帰り利用
学校教育団体(都内)	利用日の13か月前の月の1日の午前10時から	利用日の13か月前の月の1日の午前10時から
学校教育団体(都外)	利用日の13か月前の月の15日の午前10時から	利用日の13か月前の月の15日の午前10時から
青少年団体	利用日の12か月前の午前10時から	利用日の7か月前の午前10時から
一般団体	利用日の11か月前の午前10時から	利用日の6か月前の午前10時から
一般	2~9名	利用日の7か月前の午前10時から
	1名	利用日の7日前の午前10時から

※申込受付開始日に該当がない場合、その前日を受付開始日とします。

(例：8月31日に日帰り利用する一般団体は、2月末日より受付開始)

(予約受付時間帯)

- 第23条 当館が利用予約申込みを受け付ける時間帯は以下のとおりとします。なお、本約款に定められていない利用予約申込みの手順の詳細については、当館の公式ウェブサイト等に定めるものとします。

連絡手段	予約受付時間帯
来館	午前8時30分~午後10時(予約開始日は10時より電話のみの受付となります)
電話	午前8時~午後9時(予約開始日は午前10時より電話のみの受付となります)
旅行代理店	午前8時~午後10時で当該旅行代理店の営業時間内
FAX	
電子メール	24時間
ウェブサイト	

2. 各利用区分の受付開始初日の午前10時までに受信したファックス、電子メール、ウェブサイトからの利用予約申込みについては、当館より電話等にて第22条に定める利用受付開始時期を案内します。
3. 前項の受付時間等が変更される場合、当館は事前に当館が適当と認める方法によりお知らせします。

(利用者の決定方法)

- 第24条 利用予約申込みは先着順に受け付けます。

2. 利用予約申込みに係る利用申込者(以下、「予約申込者」といいます。)は、同一団体の同一利用目的につき1名とします。
3. 前二項により予約受付が受理された状態を予約とします。なお、当館は、電話等により利用予約申込みの内容等を確認させていただく場合があります。その後、当館より、予約の内容を記載した書類とともに、予約金支払いのご案内、「ご利用の案内」等を送付または手交します。利用者は当館が指定する日までに、予約の内容を記載した書類に記載の内容を確認し、当館に返送するとともに、当館が指定する方法にて予約金を支払うものとします。ただし、OTA事業者が運営しているサイトで申し込んだ場合は、異なる場合があります。

(予約金と予約の確定)

- 第25条 予約申込者は利用日の5か月前までに、第3項に規定する金額の予約金を当館の指定する方法で支払うものとします。なお、振込手数料は予約申込者の負担とします。

2. 前項において、利用日まで5か月に満たない時の支払い時期は、当館が別途の指定をしない限り、予約日より

2週間以内とします。

3. 予約金の金額は以下のとおりとします。

宿泊室利用者	1人につき1,000円 ただし、学校教育団体の予約および利用日から1か月を切る予約については免除されます。
テントサイト利用者	1区画につき1,000円
活動施設利用者	当該活動施設利用料金の全額 ただし、学校教育団体の予約および同時に宿泊室、テントサイトを利用する場合は免除されます。 また、学校教育団体の予約および利用金額が3,000円以下、もしくは利用日から1か月を切る予約についても免除されます。

4. 予約金は、利用者が最終的に支払うべき利用料金等に充当されます。予約申込者の都合により予約内容の変更または利用料金等の支払方法の変更等が発生した場合でも、本約款で別途定めた場合を除き、利用日に現金等にて返金することはできません。ただし、本約款の規定により利用者に違約金支払義務または損害賠償義務が発生したときは、まず違約金に充当され、次いで賠償金に充当され、不足額がある場合には、利用者に対して別表2、3、4および5の規定に基づく料金の支払いを求めます。

請求された違約金・賠償金が支払われない場合、以降の予約全てを解約させていただき、支払が完了するまで新たな予約を受け付けることはできません。

(予約金の支払いを要しないこととする特約)

第26条 前条の規定にかかわらず、当館は、利用予約の受付時、予約金の支払いを不要とする特約に応じることがあります。

2. 利用予約申込みを承諾する際、当館が前条の予約金の支払いを求めなかった場合および当該予約金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に基づいたものとして取り扱います。

(予約取消し)

第27条 予約申込者は予約を取り消すこと（施設利用、宿泊室への宿泊、テントサイト利用、食事、活動、プログラム、備品利用それぞれについて、利用を開始する前に取り消すことを意味します。）ができます。ただし、別表2、3、4および5に定める解約期日を超えた場合、取消しを申し出た期日に応じて別表2、3、4および5に掲げる違約金を申し受けれます。

2. 予約申込者の都合により予約の全部または一部を取り消した場合、既納の予約金については送金にかかる手数料等の実費相当分を差し引いた後に返金します。この際に、前項により違約金を申し受ける場合、当館は既納の予約金より差し引くことができ、不足する場合は当該予約申込者が不足分を追加で当館に支払うものとします。なお、返金すべき額が少額で、その送金にかかる手数料等の方が高額になる場合、返金しないことがあります。

3. 予約申込者が事前に連絡せず、利用予約申込み時の到着予定時刻または施設利用開始時刻を経過しても当館に到着しない場合、当館は当日に予約が取消されたものとみなし、当該施設を他の利用者に提供することがあります。この場合、既納の予約金の還付は行わず、前二項の定めるところに従い処理します。なお、宿泊室への宿泊およびテントサイト利用については、第30条（同条を準用する場合を含む。）に定めるところによります。

4. 予約申込者が、事前に連絡したか否かを問わず、第11条、第12条または第31条（同条を準用する場合を含む。）に定める事由以外に、予約の内容に従った利用をしなかった場合、当日に予約が取り消されたものとみなし、既納の予約金の還付は行わず、前項に定めるところによって処理します。

(予約金の還付・不還付)

第28条 予約金の還付・不還付については、本約款に定めるほか、別途定めるとおりとします。また、第12条第5号から第7号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金等の全額または一部が、当館が合理的と認める算定方法により算出し、利用予定者もしくは利用者に還付します。ただし第12条第1号から第4号の場合、または第31条第3号から第6号までのいずれかの場合は、還付しない場合があります。

《宿泊利用》

(宿泊の利用等)

第29条 当館の各宿泊室の定員および最低利用人数は次のとおりとします。

	種別	室名	宿泊定員	最低利用人数
2階	和室	201, 202, 203	12	9
	洋室(※)	204, 205, 206, 207, 208	4	2
	洋室(※)	209 (講師用)	2	1
3階	和室	210, 211, 212, 213	6	4
	洋室	301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310	8	5
	洋室(※)	311 (講師用)	2	1
	和室	312, 313, 314, 315, 316	6	4

※既設のベッドのほかに、エキストラベッドを利用できます。

(宿泊利用者の到着遅延)

第30条 当館は、予約申込者が連絡なしに宿泊日当日の午後10時になっても到着しない場合、その宿泊予約が取り消されたものとみなし、処理することがあります。

(当館からの宿泊予約の拒否等)

第31条 当館は、第11条および第12条に定める場合のほか、宿泊に係る利用予約申込みについて、以下の理由により承認しない、または取り消すことがあります。

- (1) 以下のいずれかに該当する場合
- ① 宿泊申込みが本約款によらない場合
 - ② 満室により宿泊室の余裕がない場合
 - ③ 宿泊希望者または宿泊利用者が、宿泊に関し、法令、公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をし、または行為をする恐れがあると認められる場合
- (2) 利用開始後に以下に該当する場合
- ① 宿泊に際し、当館が宿泊利用者に合理的な範囲を超える負担を求められた場合
 - ② 東京都旅館業法施行条例第5条その他法令等に該当する場合
 - ③ 喫煙スペース以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規定の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わない場合

(宿泊の登録)

第32条 第6条第1項に定めるほか、宿泊利用者は、別途、宿泊日当日、当館のフロントにおいて次の事項を登録、提出するものとします。

- (1) 宿泊利用者の氏名、年齢、性別、住所および連絡先電話番号
- (2) 外国人の場合は国籍、入国地および入国年月日（パスポートを提示いただき、コピーを取らせていただきます。）
- (3) 出発日および出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊利用者が第7条の利用料金等をクレジットカード等で支払う際は、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示する必要があります。ただし、OTA事業者が運営しているサイトで支払った場合は、提示は不要です。

(宿泊室の使用時間)

第33条 宿泊利用者が当館の宿泊室を使用できる時間は、午後3時から翌朝午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の宿泊室の使用に応じることがあります。この場合、次に掲げる追加料金を申し受けれます。
- (1) 超過2時間までは、延長の元となる宿泊料金の30%
 - (2) 超過4時間までは、延長の元となる宿泊料金の50%
 - (3) 超過4時間以降は、延長の元となる宿泊料金の100%

(契約した宿泊室の提供ができないときの取扱い)

第34条 当館は、予約が成立していたにもかかわらず、宿泊利用者の責めに帰すべき事由によらずに宿泊室を提供でき

ない場合、宿泊利用者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋します。

2. 当館は、前項の規定に関わらず他の宿泊施設の斡旋ができない場合、違約金相当額の補償料を宿泊利用者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、宿泊室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がない場合、補償料等を支払いません。

《野外活動施設》

(テントサイトの利用時間)

- 第35条 利用者がテントサイトを利用できる時間は、午後2時から翌朝午前11時までとします。ただし、利用者が連続してテントサイトを利用する場合においては、到着日および出発日を除き、終日利用することができます。
2. 利用者は、当館をチェックアウトする日当日は、午前11時以降、テントサイトを利用できません。ただし、野外炊さん場に限り、所定の利用料金を支払うことにより利用することができます。
3. その他、利用にあたっては第30条から第32条までの規定を準用します。

(野外炊さん場)

- 第36条 宿泊室への宿泊者もしくはテントサイトの利用者は、事前予約申込みをして当館より利用承認を受けた場合に限り、当館へのチェックインからチェックアウトの間に限り、野外炊さん場を無料で利用することができます。この場合、フロントにて野外炊さん場の事前予約申込みを行うものとします。

(キャンプファイヤー場)

- 第37条 宿泊室利用者またはテントサイト利用者は、事前予約申込みまたは当日追加申込みを行い、当館より利用承認を受けた場合に限り、キャンプファイヤー場を無料で利用できます。ただし、薪等の消耗品は当館売店より有料で購入するものとします。
2. テントサイト利用者は、キャンプファイヤー場を利用しない場合、これを占有できません。

《活動支援プログラム》

(活動支援プログラム)

- 第38条 当館は、施設利用者の活動をするために、有料の活動支援プログラムを提供します。なお、営業目的で利用される利用者に対しては活動支援プログラムを提供できません。活動支援プログラムの概要は別途公開します。
2. 当館は、館内の稼働状況等を勘案して、活動支援プログラムの引受数を調整することがあります。
3. 利用者は、活動支援プログラムのサービスを受けるにあたって、施設利用料金、宿泊料金などと別途、活動支援プログラム利用料金を当館に支払うものとします。なお、当該支払については、第7条第3項を準用します。
4. 活動支援プログラムの利用予約申込者は予約を取り消すことができます。ただし、別表5に定める解約期日を超えた場合、取消しを申し出た期日によって同表に掲げる違約金を申し受けます。

《その他》

(貸出備品)

- 第39条 当館は、利用者の活動を支援するために当館が保有する備品の一部を貸し出すことがあります。貸出備品の概要、条件等は別途利用者に公開し、利用予約申込みを受け付けます。

(当館の休館、利用停止)

- 第40条 当館は、本約款に別途定める場合のほか、設備の点検等、当館が必要と認めた場合、休館または一部時間帯において利用を停止することがあります。この場合、当館は事前に適当と認める方法で告知します。

(利用料金等の変更)

- 第41条 当館は、利用者が負担する利用料金等を、社会経済情勢等の変動に応じて変更する場合があります。この場合、

当館は事前に適当と認める方法で告知します。

(合意管轄)

- 第42条 本規約および当館の利用に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(約款の変更)

- 第43条 本約款は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当館は以下の場合に、本約款およびそれに関連する定め等を、当館の裁量により随時変更することができます。
 - (1) 本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本約款の変更が、契約の目的に反せず、かつ、変更の必然性や変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 前項に基づき、当館が本約款を変更する場合、本約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1か月前までに、個別の通知および説明に加え、当館の指定するホームページに掲示します。
3. 変更後の本約款の効力発日以降に、利用者が本約款に基づく当館サービスを利用したときは、本約款の変更に同意したものとみなします。

以上

2025年4月1日改訂

別表1 利用料金等の内訳

(第7条関係)

		内訳
利用者が支払うべき総額	利用料金	施設利用料金
	宿泊料金または テントサイト 利用料金	宿泊料金または テントサイト利用料金
	食事料金	食事料金
	追加料金	追加飲食に係る料金および その他の施設利用に係る料金、 活動支援プログラム料金、 貸出備品に係る料金
	税金	消費税

《備考》学齢前1年前に満たないお子様で1人分の寝具を必要とする場合は、少年区分の宿泊料金を申し受けます。1人分の寝具を必要としない場合は、宿泊料は無料とします。

別表2 文化・学習施設、スポーツ施設、野外活動施設違約金

(第27条関係)

30日前	20日前	10日前	3日前	前日	当日
20%	30%	40%	50%	70%	100%

- (注) 1. %は施設利用料金に対する違約金の比率です。
2. 違約金が発生した場合は予約金を充当し、不足する場合は請求します。

別表3 宿泊に関する違約金

(第27条関係)

宿泊者の減員数	30日前	20日前	10日前	3日前	前日	当日
4名まで	—	—	20%	50%	70%	100%
5～30名	—	10%	20%	50%	70%	100%
31～100名	10%	20%	30%	50%	70%	100%
101名以上	20%	30%	40%	50%	70%	100%

- (注) 1. %は宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合、その短縮日数にかかわらず1日分(初日)の違約金を受取します。
3. 違約金が発生した場合は予約金を充当し、不足する場合は別途請求します。
4. 食事料金に対する違約金は別表4のとおりとします。

別表4 食事に関する違約金

(第27条関係)

食事者の減員数	3日前	前日	当日
4名以下	50%	70%	100%
5名～30名	50%	70%	100%
31名～100名	50%	70%	100%
101名以上	50%	70%	100%
学校教育団体に 限り3名まで	—	—	100%
野外食材 パーティーメニュー	50%	70%	100%

- (注) 1. %は1回の食事についての食事料金に対する違約金の比率です。
2. 学校教育団体に限り、1回の食事につき3名までの取り消しについては違約金が発生しないものとします。ただし当日を除きます。
3. 学校教育団体に限り、1回の食事につき4名以上の取り消しがある場合、取り消す人数から3を減じた数に対して取り消し日に応じた比率を乗じた金額を違約金とします。
4. 前三項は18時まで(ただし、野外食材の食材・パーティーメニューは12時まで)に当館へ連絡のあったものへ適用し、以降の連絡は翌日の受付として扱います。

別表5 活動支援プログラムに関する違約金

(第38条、第39条関係)

60日前	30日前	20日前	10日前	3日前	前日	当日
20%	20%	30%	40%	50%	70%	100%

- (注) 1. %は活動支援プログラム料金に対する違約金の比率です。
2. 減員の結果、各プログラムに定める最少催行人数を下回る場合、プログラム自体の催行を中止することとなります。ただし、施設利用者が最少催行人数に至るまでのプログラム料金を負担する場合は、この限りではありません。
3. 60日前の欄はプロジェクトアドベンチャーに関して、全ての利用予約をキャンセルする場合に限り適用します。